

新座市との災害に関する協定の締結について

1 新座市との協定

区では、防災体制の強化を図るため、平成 22 年 2 月に「災害に関する各種協定の締結指針」を策定し、自治体間の協定を、自治体の規模・地域等を踏まえた「災害時総合応援協定」、「災害時物資等支援協定」、「災害時隣接自治体応援協定」の 3 種類に定めた。

区と隣接する新座市は、大規模地震発生時に両都市とも被災してしまうことが予想されることから、相互の防災行動力の強化を図るため、「災害時隣接自治体応援協定」を締結するものである。

2 協定名称

「練馬区と新座市との災害における相互応援に関する協定」

3 協定締結式

平成 23 年 9 月 2 日（金）11 時 00 分から 12 時 00 分まで

練馬区役所第一応接室

- ・ 練馬区側列席者 区長、副区長、危機管理室長
- ・ 新座市側列席者 市長、市民環境部長、危機管理室長

4 協定内容

協定第 2 条で、次のような応援の内容を盛り込んでいる。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫ならびに施設の応急復旧に必要な資器材および物資の提供
およびあっせん
- (2) 食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん
- (4) 救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア等のあっせん
- (6) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (7) 情報支援として、被災都市の住民からの問い合わせの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成・掲示等
- (8) その他特に必要と認められるもの

なお、第 2 条第 6 号では、避難者を一時的に収容するための施設提供について規定しており、区市境の住民が相互の避難所（練馬区では避難拠点）を融通し合えるようにしている。

また、第 9 条では、災害時に円滑な応援活動を行えるよう、平常時において相互応援に関する訓練の実施について規定している。

5 災害時隣接自治体応援協定の締結状況

(1) 西東京市 平成 22 年 8 月 20 日締結

※ 新座市と西東京市は、平成 23 年 8 月 16 日に防災協定を締結した。

(2) 和光市 平成 22 年 8 月 27 日締結

※ 新座市と和光市は、平成 8 年 8 月に防災協定を締結した。

6 平常時における訓練参加予定

「新座市自主防災会・消防団合同放水訓練」

平成 23 年 9 月 3 日（土）9 時 30 分から 11 時 05 分まで

新座市防災基地（新座市新塚 5077-5 埼玉県施設）

7 区民等への周知

(1) 区報への掲載（9 月 21 日号予定）

(2) 区ホームページへの掲載

(3) パブリシティ

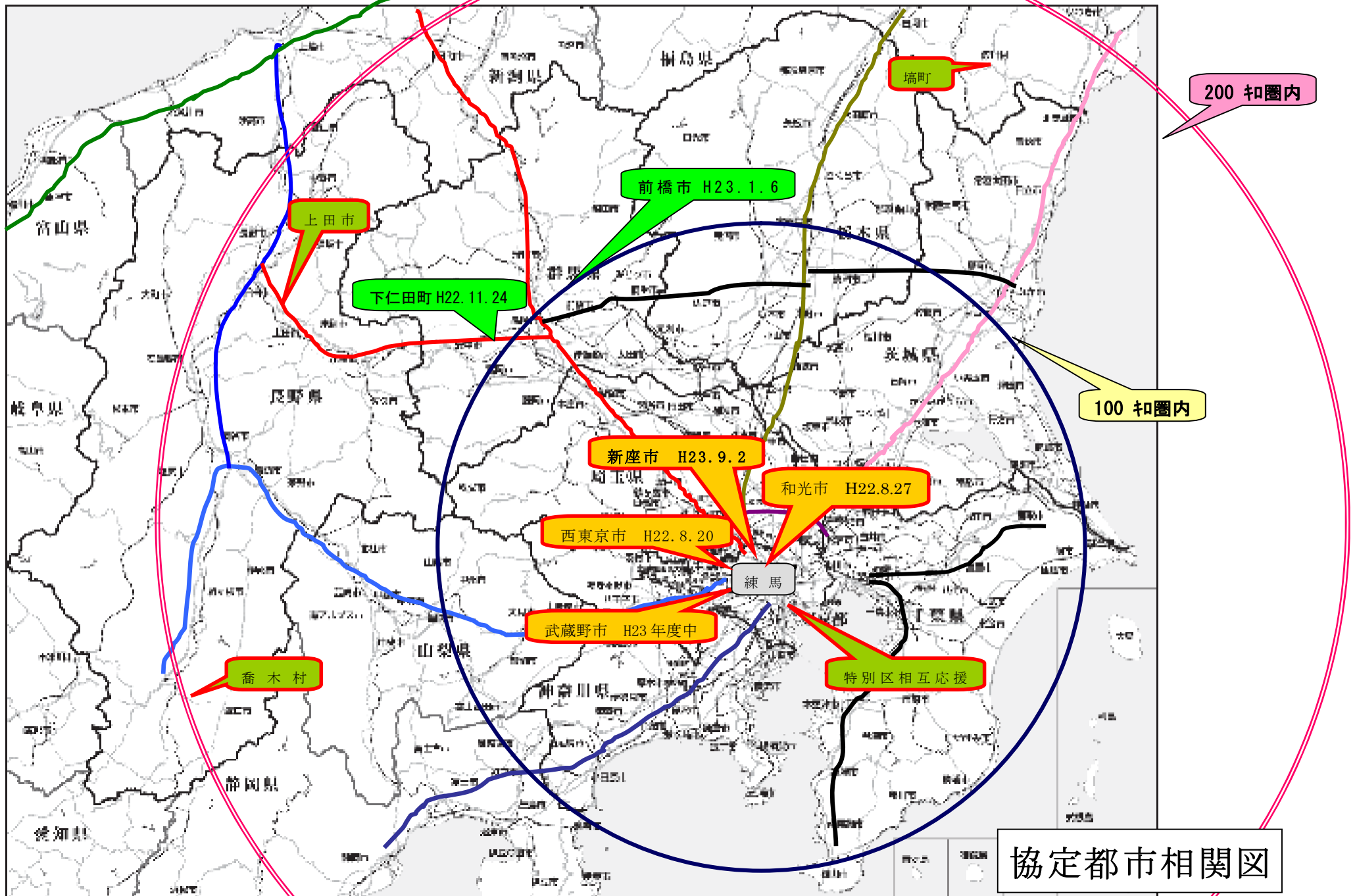
(4) 災害対策等特別委員会（9 月 16 日予定）への報告

8 新座市のあらまし

- ・市章 新座のニとザをロゴタイプによって構成し、円の中心に向かって伸びている線はカナ文字のザを強烈に構造化し、無限にむかう新座市の可能性と発展を意味する。



- ・市の花 コブシ、市の木 モミジ
- ・面積 22.8k m²（練馬区 48.16 k m²の約 47%）
- ・人口 約 160,000 人
- ・市長 須田健治（65 歳）（平成 4 年～）
新座市市議会議員（昭和 59 年～平成 4 年）
彩の国さいたま人づくり広域連合広域連合長
全国市長会関東支部長（平成 23 年 5 月～）
- ・避難所 34 箇所
- ・財政 平成 23 年度予算額 約 676 億円



協定都市相関図

(案)

練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と新座市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 被災者の救出、救護、医療、防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供およびあっせん
- (2) 食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん
- (4) 消火、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア等のあっせん
- (6) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (7) 情報支援として、被災都市の住民からの問い合わせの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成・掲示等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種および人員
- (4) 応援場所およびその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前条第6号に掲げる応援を要請するときは、一時的な避難を希望する者の人数および期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

（連絡の窓口）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

(案)

(損害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
- (2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的な活動の実施)

第7条 応援都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

- 2 前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第6条の規定を準用する。
- 3 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。
- 4 協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練の参加等を積極的に促すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は平成23年9月2日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲または乙が署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年9月2日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 自筆 署名

埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

新座市

新座市長 自筆 署名